

# とっとり健康省エネ改修住宅等認定制度要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、省エネルギー性能向上改修（以下「省エネ改修」という。）を行う既存住宅の認定について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第2条第1項の住宅をいう。
- (2) 主要な断熱部位 屋根、天井、壁、床、基礎及びベランダ床（ベランダ下部が屋内空間である場合に限る。）の断熱をいう。
- (3) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第二号イに定める「外皮平均熱貫流率」をいう。
- (4) 建築主 自らが所有する居住の用に供する住宅を改修するものをいう。
- (5) 既存住宅状況調査 既存住宅調査方法基準（平成29年国土交通省告示第81号）に定める既存住宅状況調査をいう。
- (6) 新耐震住宅等 昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手した住宅又はこれと同等の耐震性能を有する住宅をいう。
- (7) 改修住宅 別表の第1欄に掲げる住宅をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

## (住宅の認定等)

第3条 建築主は、改修住宅の設計又は施工を行ったときは、当該住宅について設計適合審査又は認定を住宅政策課長に申請することができる。

## (設計適合審査の申請)

第4条 建築主は、改修住宅の設計適合審査を申請する場合は、断熱工事（基礎を除く）に着手する14日前までに、とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合審査申請書（様式第1号）（以下「設計適合審査申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に定める書類及び別表2に定める図書（以下「設計添付図書等」という。）を添えて、住宅政策課長に提出しなければならない。

- (1) とっとり健康省エネ改修住宅等設計内容等説明書（様式第2号）
- (2) 設計適合審査提出書類チェックリスト（様式第3号）
- (3) 既存住宅状況調査に係る報告書（健康省エネ改修住宅の場合に限る。）
- (4) その他、住宅政策課長が必要と認めた書類

2 別表2に掲げる図書に明示すべき事項を他の設計添付図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該図書を設計適合審査申請書に添えることを要しない。

## (設計適合証の交付等)

第5条 住宅政策課長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、申請された改修住宅の設計内容が次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときは、とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合証（様式第4号）（以下「設計適合証」という。）を建築主に交付する。

- (1) 鳥取県内に所在する住宅であること。
- (2) とっとり健康省エネ住宅設計・施工事業者登録要綱（令和2年4月17日付第202000015014号鳥取県生活環境部長通知）第8条第1項に規定する建築士事務所が設計し、同条第2項に規定する建築工事業者が施工を行うものであること。
- (3) 別表1の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第2欄及び第3欄の要件
- (4) 改修住宅の省エネルギー性能について設計者が建築主に書面により説明していること。

2 設計適合証の交付は、設計適合審査申請書の副本に設計添付図書等を添えて行うものとする。

3 住宅政策課長は、次の各号に掲げる場合においては、とっとり健康省エネ改修住宅等設計適合証不交付通知書（様式第5号）（以下「設計適合証不交付通知書」という。）を建築主に交付しな

ければならない。

- (1) 改修住宅の設計内容が、第1項各号に適合しないとき
  - (2) 改修住宅の設計内容が、審査の過程において設計適合審査申請書若しくは設計添付図書等に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、第1項各号に適合することが判断できないとき
  - (3) 設計適合審査申請書又は設計添付図書等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
- 4 前項の設計適合証不交付通知書の交付は、設計適合審査申請書の副本に設計添付図書等を添えて行うものとする。

(設計適合証の交付を受けた住宅の設計変更)

第6条 前条第1項の設計適合証の交付を受けた建築主は、設計適合証の交付後に設計の変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、変更に係る工事に着手する14日前までに、とつとり健康省エネ改修住宅等変更設計適合審査申請書（様式第6号）（以下「変更設計適合審査申請書」という。）の正本及び副本に、変更書類及び変更図書（以下「変更設計添付図書等」という。）を添えて、住宅政策課長に提出しなければならない。

- 2 変更設計添付図書等については、設計添付図書等のうち変更を行う書類又は図書とする。

(変更設計適合証の交付等)

第7条 住宅政策課長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、改修住宅の設計内容が第5条第1項各号に適合すると認めるときは、とつとり健康省エネ改修住宅等変更設計適合証（様式第7号）（以下「変更設計適合証」という。）を交付する。

- 2 変更設計適合証の交付は、変更設計適合審査申請書の副本及び変更設計添付図書等を添えて行うものとする。
- 3 住宅政策課長は、次の各号に掲げる場合においては、とつとり健康省エネ改修住宅等変更設計適合証不交付通知書（様式第8号）（以下「変更設計適合証不交付通知書」という。）を建築主に交付しなければならない。
- (1) 改修住宅の設計内容が、第5条第1項各号に適合しないとき
  - (2) 改修住宅の設計内容が、審査の過程において変更設計適合審査申請書若しくは変更設計添付図書等に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、第5条第1項各号に適合することが判断できないとき
  - (3) 変更設計適合審査申請書又は変更設計添付図書等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
- 4 前項の変更設計適合証不交付通知書の交付は、変更設計適合審査申請書の副本に変更設計添付図書等を添えて行うものとする。

(軽微な変更)

第8条 軽微な変更とは、設計適合証又は変更設計適合証の交付を受けた改修住宅で、その断熱性能に関わる部分の計画の変更のうち、各断熱部位の熱貫流率及び外皮平均熱貫流率が変更前の性能を下回らないことが明らかな変更をいう。

(健康省エネ改修住宅等認定の申請)

第9条 設計適合証又は変更設計適合証の交付を受けた者は、当該改修住宅の工事を完了したときは、とつとり健康省エネ改修住宅等認定申請書（様式第9号）（以下「認定申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に定める書類及び図書（以下「認定添付図書等」という。）を添えて、住宅政策課長に提出しなければならない。

- (1) 気密性能試験結果報告書（様式第10号）（健康省エネ改修住宅の場合に限る。）
- (2) 気密性能試験状況写真（健康省エネ改修住宅の場合に限る。）
- (3) 主要な断熱部位の施工状況写真
- (4) 住まいの性能及び住まい方に関する説明書（様式第11号）
- (5) その他、住宅政策課長が必要と認めた書類

(認定証の交付等)

第10条 住宅政策課長は、前条の規定による申請があった場合は、申請された改修住宅が次の各号

に掲げる事項に適合すると認めるときは、とっとり健康省エネ改修住宅等認定証（様式第12号）（以下「認定証」という。）を交付する。

- (1) 設計適合審査申請書又は変更設計適合審査申請書に記載された内容のとおり施工が行われていること。
  - (2) 建築工事業者が次に掲げる住まい方に関する事項について建築主へ書面により説明していること。
    - ア 換気設備及び空調設備の点検、清掃、更新等に関すること。
    - イ 空調設備の運転等に関すること。
    - ウ 改修工事等を行う場合における工事図面等の履歴保存に関すること。
    - エ 改修工事等を行う場合における気密処理に関すること。
  - (3) 認定年度の翌年度以降において毎年1回、住宅政策課長が前項に掲げる事項について建築主に注意喚起のメールを送信することについて建築主が承諾していること。
- 2 認定証の交付は、認定申請書の副本及び認定添付図書等を添えて行うものとする。
- 3 住宅政策課長は、次の各号に掲げる場合においては、とっとり健康省エネ改修住宅等認定証不交付通知書（様式第13号）（以下「認定証不交付通知書」という。）を建築主に交付しなければならない。
- (1) 申請された改修住宅が、第1項各号に適合しないとき
  - (2) 申請された改修住宅が、審査の過程において認定申請書若しくは認定添付図書等に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、第1項各号に適合するところが判断できないとき
  - (3) 認定申請書又は認定添付図書類等に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
- 4 前項の認定証不交付通知書の交付は、認定申請書の副本及び認定添付図書等を添えて行うものとする。

#### （申請の取り下げ）

- 第11条 第4条、第6条又は第9条の規定による申請を取り下げようとする場合は、取り下げ届（様式第14号）を住宅政策課長に提出するものとする。
- 2 前項の場合において取り下げ届以前に申請のあった申請書の正本及び添付図書等の返却は行わないものとする。

#### （建築主の責務）

- 第12条 第10条第1項の認定を受けた建築主は、認定された改修住宅を適切に管理し、次の各号に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。
- (1) 改修工事の図面及び関係図書について、工事履歴が確認できるよう保存すること。
  - (2) 改修工事の部分を改修する場合にあっては、気密性能が損なわれないよう適切に処理すること。
  - (3) 換気設備及び空調設備の点検、清掃、更新等について、第9条の申請書のとおり行うこと。

#### （その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表1（第2条関係）

1 改修住宅	2 省エネ性能要件	3 その他の要件
健康省エネ改修住宅	とっとり健康省エネ住宅性能基準（令和2年1月28日付第201900271095号鳥取県生活環境部長通知。）4の（2）の性能に改修した住宅	<p>ア 改修後の主要な断熱部位（基礎を除く。以下同じ。）において冬季に内部結露が発生しないことを確認すること。</p> <p>イ 改修住宅に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の8第1項第1号に規定する換気設備を設置すること。</p> <p>ウ 新耐震住宅等であること。</p> <p>エ 既存住宅状況調査を実施し、既存住宅状況調査方法基準第5条及び第6条の調査において劣化事象等が認められた場合には、当該劣化個所を補修すること。</p> <p>オ 一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターIBECに登録された気密測定技能者による気密測定を実施すること。</p>
ゾーン改修住宅	住宅の居間、台所、寝室、便所、浴室及びこれらの室を接続する廊下で構成する範囲（以下「断熱区画」という。）について、断熱区画外を外気と仮定した場合の外皮平均熱貫流率を0.48[W/m <sup>2</sup> ·K]以下に改修した住宅（健康省エネ改修住宅を除く。）	改修後の断熱区画内及び断熱区画外の主要な断熱部位において冬季に内部結露が発生しないことを確認すること。
国省エネ基準改修住宅	外皮平均熱貫流率を0.87[W/m <sup>2</sup> ·K]以下に改修した住宅（健康省エネ改修住宅及びゾーン改修住宅を除く。）	改修後の主要な断熱部位において冬季に内部結露が発生しないことを確認すること。

別表2（第4条関係）

図書の種類	明示すべき事項
配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
仕様書（仕上げ表を含む。）	各部位の断熱仕様（種別、厚さ）、使用している建材の断熱性能（熱伝導率等）、気密性能向上対策
各階平面図	縮尺及び方位、間取りと各室の用途、断熱材を使用している位置（ゾーン改修住宅にあっては断熱区画）、断熱材の種類及び寸法、開口部の位置、換気設備の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）及び寸法、床面積の算定式
立面図（4面）	縮尺、外皮面積の算定式、仕上げ材
矩計図	縮尺、各室の用途、断熱材を使用している位置、断熱材の種別、寸法及び構成、気密層の位置、開口部の位置、建具の種類（サッシ、ガラスの種類）並びに軒、ひさし、廊下、バルコニーの出の寸法
基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法、断熱材を使用している位置（ゾーン改修住宅にあっては断熱区画）、断熱材の種別及び寸法、基礎外周長及び土間床面積等の計算式
各種計算書	外皮性能計算書、計算書の入力値の根拠がわかるもの（外皮面積、土間床面積等）、主要な断熱部位の内部結露判定に関する計算書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第9条第1項に基づき登録された住宅性能評価機関による外皮性能の証明を受けた住宅については、外皮性能を証する書類を添付した場合に限り、外皮性能計算書の添付を省略することができる。）
その他図書	その他、住宅政策課長が必要と認めた図書